

消費税増税に伴う報酬改定及びご請求内容変更のお知らせ

日頃より療育ルームりんごの木ならびに療育ルームりんごの木・北園教室をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和元(2019)年10月1日より消費税率が8%から10%に改正されたことに伴い、障害福祉サービス等報酬改定も行われ、基本報酬単位への上乗せが行われました。各加算については上乗せは行われず今まで通りの単位数となっておりますが、10月より新たに『福祉・介護職員等特定処遇改善加算』が加わりました。これまでも深刻な人手不足や定着が問題となっている福祉・介護の現場で働く職員の処遇を改善することを目的に「福祉・介護職員等処遇改善加算」がありましたが、『福祉・介護職員等特定処遇改善加算』は、福祉・介護人材確保のための取り組みを一層進めるために、経験・技能のある職員への処遇改善を目的とし今回の増税に伴い新設されました。これらの変更に伴い、請求書内容について、改定後の料金となっておりますことをご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。改定内容に加え、現在の請求項目内容について下表のとおりお知らせ致します。

◆基本報酬単価について(りんごの木・北園教室共通)(2019年10月1日現在) (※1単位あたり11.2円)

項目名	内容・算定要件	りんごの木・北園教室 請求書内表示名	改定後の単価	変更なし	改定前 (9月分まで)
児童発達支援給付費	・児童発達支援センター以外で行う場合 ・定員10人以下	児発15・有資格1 (合計で表示)	830単位/日		↔
児童指導員等配置加算	・児童指導員等の有資格者を配置した場合		12単位/日	12単位	

◆事業所がとっている体制により加算される項目 (2019年10月1日現在)

項目名	内容・算定要件	りんごの木・北園教室 請求書内表示名	単価	該当する事業所	
				りんごの木	北園教室
児童指導員等加配加算 I	・人員配置基準に加え、1人以上専門職員を配置した場合	児発児童指導員等加配加算 I 1・15	209単位/日	○	△
福祉専門職員配置等加算 I	・常勤の児童指導員のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が35%以上の場合	児発福祉専門職員配置等加算 I	15単位/日	○	△
福祉・介護職員処遇改善加算 I	・加算額に相当する職員の賃金改善を行っている他、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たす場合	児発処遇改善加算 I	総単位数×7.6%	○	○
【新設】 福祉・介護職員特定処遇改善加算 I	・現行の処遇改善加算 I～Ⅲのいずれかを取得しており、職員配置要件、職場環境要件等を満たしている場合	児発特定処遇改善加算 I	総単位数×2.5%	○	△
【新設】 福祉・介護職員特定処遇改善加算 II	・現行の処遇改善加算 I～Ⅲのいずれかを取得しており、職場環境要件等を満たしている場合	児発特定処遇改善加算 II	総単位数×2.2%	△	○

◆事業所がとった対応の内容により加算される項目 (2019年10月1日現在)

項目名	内容・算定要件	りんごの木・北園教室 請求書内表示名	単価	該当する事業所	
				りんごの木	北園教室
利用者負担上限管理加算	・利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定	児発上限管理加算	150単位/月	△	△
欠席時対応加算	・急病等により利用を中止した際に、連絡調整等を行った場合に算定	児発欠席時対応加算	94単位/回 (月4回まで)	○	○
事業所内相談支援加算	・従業者が支援計画に基づき、児及びその家族に対する相談援助を行った場合に算定	児発事業所内相談支援	35単位/回 (月1回まで)	○	○
関係機関連携加算 I	・児の通う保育園や幼稚園その他関係機関との連携を図るため、支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整、相談援助を行った場合	児発関係機関連携加算 I	200単位/回 (月1回まで)	○	○
関係機関連携加算 II	・児が就学予定の小学校等との連携を図るため、小学校等との連絡調整、相談援助をおこなった場合	児発関係機関連携加算 II	200単位/回 (1回限り)	○	○